



Hirado city Public Relations  
 2016.11.15  
 広報ひらど 平成28年11月15日号

未来が変わる。日本が変わる。チャレンジ25

古紙配合の再生紙を使用しています。大豆油墨を使用しています。

編集・発行 平戸市行基推進課 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3  
 TEL/0950-22-4111(代) FAX/0950-22-5178  
 URL http://www.city.hirado.nagasaki.jp E-mail kouhou@city.hirado.lg.jp  
 印刷/有明社ケンホクグラフィック

「みんないきいき元気」

# 高齢者の通いの場訪問

VOL.8

平戸市では、高齢者がいつまでも元気でいられるために、身近な地区公民館などで健康体操「平戸よかよか体操」を毎週行う場の設置を推進しています。このコーナーでは、各地区の「高齢者の通いの場」を毎月紹介しています。

お問い合わせ 福祉課高齢者支援班(地域包括支援センター) 内線2586



## 「木ヶ津かっちえて集会」

「木ヶ津かっちえて集会」は、平成28年4月に立ち上げ、毎週20人が集まり、平戸よかよか体操をした後、和室に移動し交流会を行っています。

先月、平戸市民病院の作業療法士を講師に招き、認知症予防の勉強と脳トレを行いました。現在、男性の参加者が少ないので、今後はグラウンドゴルフなど軽スポーツも取り入れた内容を考えています。

また、他地区の通いの場の代表と情報交換などをしながら、楽しく気軽に参加しやすい雰囲気づくりにも取り組んでいきたいと思っています。

### Interview



木ヶ津地区  
 木ヶ津かっちえて集会  
 代表  
 久家 浅雄 さん  
 (木ヶ津町)

木ヶ津地区では、平成26年度に一旦老人クラブがなくなりましたが、今回「木ヶ津かっちえて集会」を立ち上げたことにより、高齢者同士の交流や地域とのつながりを復活させることができました。

先日、毎回参加する会員の1人が不参加だったのをおかしいと思い、自宅を訪問しましたが応答がなかったため、ドアノブを壊して家に入ると、意識を失って倒れていました。幸い、すぐ緊急対応をとって大事には至りませんでした。このようなことから、高齢者の安否確認の場としても続けていきたいです。

活動日/毎週土曜 午前9時～午前10時30分  
 活動場所/木ヶ津公会堂  
 対象者/木ヶ津地区の住民  
 代表/久家 浅雄  
 連絡先/080-1721-5309



田平町米の内集落では、多面的機能支払交付金事業の一環で、農村の持つ多面的機能(景観形成など)を農家以外へも広く周知することを目的として、3年前から農地にコスモスを植えています。

一 平戸市職員の採用試験を実施します 一

# 求む! 平戸の未来を創造する人材

市民協働の担い手としても活躍できるよう、採用後は市内に居住できる人をお待ちしています

【試験職種・採用予定数・受験資格など】

試験区分	試験職種	職務内容	採用予定数	受験資格基準
資格 免許職	保健師	保健師に関する専門業務	若干名	①昭和62年4月2日以降に生まれた人 ②保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定による保健師の免許を有する人、または平成28年度実施の国家試験で免許取得見込みの人
	建築士	専門技術の業務に従事	1人	ア昭和47年4月2日以降に生まれた人で、建築士法(昭和25年法律第202号)の規定による一級建築士の免許を有する人、または平成28年度実施の国家試験で免許取得の人 イ昭和57年4月2日以降に生まれた人で、建築士法(昭和25年法律第202号)の規定による二級建築士の免許を有する人 ウ昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学で建築関係の専門課程を履修し卒業した人、または平成29年3月までに卒業見込みの人(指定科目を修めて卒業または卒業見込み)
	薬剤師	市立の病院で薬剤師の業務に従事	1人	①昭和51年4月2日以降に生まれた人 ②薬剤師法(昭和35年法律第146号)の規定による薬剤師の免許を有する人、または平成28年度実施の国家試験で免許取得見込みの人
	看護師	市立の病院で看護師の業務に従事	若干名	①昭和51年4月2日以降に生まれた人 ②保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定による看護師の免許を有する人、または平成28年度実施の国家試験で免許取得見込みの人
	言語聴覚士	市立の病院で言語聴覚士の業務に従事	1人	①昭和51年4月2日以降に生まれた人 ②言語聴覚士法(平成9年法律第132号)の規定による言語聴覚士の免許を有する人、または平成28年度実施の国家試験で免許取得見込みの人

【一次試験日時・会場・申込方法】

- 試験日 平成29年1月22日(日)
- 試験会場 平戸市役所 3階会議室(平戸市岩の上町1508番地3)
- 受付締め切り日 12月22日(木) ※郵送の場合、当日消印有効
- 申込用紙請求方法および申込方法
  - 申込用紙請求方法 総務課人事班、平戸市民病院、生月病院、各支所地域振興課および各出張所で交付します。申込用紙を郵便請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号/33cm×24cm)を必ず同封してください。
  - 申込用紙を直接提出する場合 総務課人事班へ提出のうえ、受験票を受け取ってください。
  - 申込用紙を郵送する場合 封書(簡易書留扱い)で郵送してください。なお、受験票の郵便はがき欄に宛先を明記し、52円切手を必ず貼ってください。
- お申し込み・お問い合わせ  
〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3 総務課人事班(☎内線2317)

Topics

## 団体・個人ともに優勝しました

9月24日、奈良県橿原市において「第11回消防職員親善空手道大会」が開催され、全国各地から15団体57人の消防職員が参加し交流を図りました。

平戸市消防本部からも6人(針尾、赤木、永田、横山、田島、江口)が、団体・個人組手にそれぞれ参加しました。団体組手では前回大会準優勝の雪辱を果たし優勝、個人組手では田島忠篤さん(右から2人目)が2大会連続で優勝しました。



◎市役所各課へは代表番号(☎0950-22-4111)からお回しします

募集

INFORMATION

## 平成29年度指定地域密着型 サービス事業者を募集します

☎福祉課介護保険班  
☎内線2587

市では、左記のとおり事業者を募集します。

- サービスの種類 認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)
  - 募集圏域 度島地区
  - 定員 9人(1ユニット)
  - 募集期間 11月16日(水)～平成29年1月31日(火)
- 詳細は、市ホームページをご覧ください。

## 平成28年度長崎県獣医師修 学生を募集します

☎農林課農務畜産班  
☎内線2243

県では将来獣医師として、長崎県職員または県内の市町、農業共済組合などが運営する家畜診療所に就職を希望している獣医学専攻の大学生を対象に、獣医学修学資金を貸与し修学を支援しています。修学資金の貸与を希望する人は、長崎県農林部畜産課または市農林課農務畜産班にお問い合わせください。

○申込先 長崎県農林部畜産課  
TEL 095-895-2951

お知らせ

INFORMATION

## 水道管の防寒対策について

☎水道局施設給水班  
☎22-3838

まもなく寒波が襲来する時期になります。今年1月には、大寒波により多くの家で水道管が破損し、広い範囲で数日間断水する事態となりました。この経験を踏まえ、露出している水道管には布やビニールなどで保護し、メーター器まわりを砂などで保護するなど凍結による破損を予防してください。また、凍結した水道管に直接お湯をかけると管が破裂する恐れがありますので注意が必要です。

市民の皆様のご協力をよろしくお願ひします。

## 特別障害者手当・障害児福祉手当をご存じですか

☎福祉課障害福祉班  
☎内線2565

特別障害者手当とは、障がい者の所得保障の一環として、在宅の最重度障がい者に対し、支給されるものです。

次に該当する人で、認定されると手当(年4回)が支給されます。申請は随時受け付けています。※支給制限がありますので、事前に

お問い合わせください。

## 特別障害者手当

身体または精神に障がいがあり、著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人の人

○障害児福祉手当  
身体または精神に障がいがあり、重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人

▼支給額(月額) 2万6,830円

## 障がい者の地域での自立した生活、就労を支援します

☎福祉課障害福祉班  
☎内線2564

「共生社会」とは、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの個性を尊重し合える社会のことをいいます。一言で障がいのある人といってもその程度や状態はそれぞれであり、周囲の理解や配慮があれば、地域での自立した生活、就労などができます。

また、このような障がいのある人を、社会の中で生活や仕事ができるよう支援する「障害者相談支援専門員」がいます。

●障害者相談支援専門員とは  
障がいのある人が住み慣れた地

## ▼相談支援事業所一覧表

事業所名	電話番号	障害者対応	障害児対応
平戸市社協障害者相談支援事業所	22-2180	○	
つばき	57-3223	○	○
相談支援事業所 希望	23-2061	○	○
あんじん	28-0033	○	○
めぶき	57-1228	○	

域で生活しようとするとき、さまざまな課題や困難が予測されます。障害者相談支援専門員は、障がいのある人の相談や福祉サービスの調整、利用時の「サービス等利用計画」を作成します。

●サービス等利用計画(障害児支援利用計画)とは  
サービス等利用計画は、地域生活を送る上での課題や困難を解決し、希望する地域での生活を実現するために「どのサービスをどのくらい利用したらよいか」などを相談支援専門員と一緒に考えながら作成します。